

政令第五十六号

公認心理師法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第二十五条の七第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公認心理師法

第二十五条の十二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公認心理師法

第二十五条の十二第二項第三号、第二十七条の十一第一項第二号及び第二項第三号並びに第二十七条の

十八第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

三十 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第四条の三に次の一号を加える。

三十三 公認心理師法

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第三条 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第四条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第三十五条の五に次の一号を加える。

三十一 公認心理師法

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第三十五条の四に次の一号を加える。

三十一 公認心理師法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

十六 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)

(文部科学省組織令の一部改正)

第七条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第三十号を第三十一号とし、第十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関する事。

第四十一条に次の一号を加える。

四 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関する事。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第八条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関する事。

第十一条第二項中「第十二号まで及び第十七号」を「第十三号まで及び第十八号」に改める。

第百十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関する事。

#### 附 則

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年三月十五日）から施行する。